

「川内1，2号機及び玄海3，4号機 火災防護のうち電線管内ケーブルの
系統分離対策に係る設計及び工事計画認可申請書」に関する核セキュリティ及び
保障措置への影響について

川内原子力発電所1，2号機及び玄海原子力発電所3，4号機の火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画認可申請書に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1 申請の概要

- 川内1，2号機及び玄海3，4号機の電線管内の火災防護対象ケーブルに係る系統分離状況を確認したところ、火災影響範囲外に敷設された電線管内の火災防護対象ケーブルに関して、系統分離対策が講じられていない箇所が確認された。
- 系統分離対策が講じられていない対象の電線管に対して、耐火隔壁を設置する等の設備対策及び電線管周囲に可燃物を配置しない等の運用による処置を実施するため、設計及び工事計画認可申請を実施する。

2 核セキュリティ、保障措置への影響

- 核セキュリティ：影響なし
(理由)
 - ・ 防護対象の追加等はない
 - ・ 核物質防護に係る設備や運用の変更等はなく、侵入防止対策に係る性能への影響はない
- 保障措置：影響なし
(理由)
 - ・ 原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可が不要
 - ・ 計量管理規定記載の設計情報質問表（DIQ）の変更が不要
 - ・ 計量管理規定記載の封印又は監視装置（査察カメラ）の移設又は新規設置が生じず、管理に支障が生じない
 - ・ サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物を新たに建設しない
 - ・ 既存の査察実施方針に影響がない

以上